

《書 評》

横井勝彦 編著

『軍縮と武器移転の世界史
「軍縮下の軍拡」はなぜ起きたのか』

2014年3月 日本経済評論社刊 xviii+434+4 ページ

本書は、グループの前著『軍拡と武器移転の世界史 兵器はなぜ容易に広まったのか』（日本経済評論社、2012年）に引き続き、「軍拡と軍縮を一体の歴史過程」としてとらえ、新たに「軍縮・軍備管理と武器移転 (arms transfer) との関係解明」というテーマに取り組んだ。全章からなる綿密な集団研究に基づく力作である。各個別論文は歴史実証論文として独立したものであると同時に共同研究の統一した枠組みに位置づけられている。以下では、(1) 戦間期軍縮の通説を概説した後、編著者による諸概念と歴史規定の整理と評価、をし、(2) 第I部各章の要点、(3) 第II部・第III部の骨格の紹介、最後に(4) 評者による2,3の問題提起の構成をとる。

(1) まず、戦間期の軍縮についての通常のイメージを整理しよう。第一次大戦の惨禍にもかかわらず、戦勝国は軍拡、特に海軍の戦艦の拡大計画を続け、英米日の戦力バランスは不均衡となり、軍拡が各国財政の悪化を招いたため、英米日は、ワシントン軍縮会議(1922年)で、英米および日本は、保有艦の総排水量比率を5:5:3とすることに基本的に合意した。しかし、この戦間期の軍縮は次の二つの意味で不完全であり、本書の主張によれば「軍縮下の軍拡」を招くものであった。第一に、戦艦中心の軍事戦略から技術革新によって航空機およびこれを搭載する空母の開発・生産が勧められたこと、ワシントン条約に定めのない巡洋艦の「抜け道」的建艦競争がはじまり、軍縮条約の形骸化が進行したことである。第二に、日本が、1934年にワシントン条約を離脱し、条約は軍縮として機能不全に陥った。

こうした通説に対して、本書は次のように主張する。ワシントン軍縮会議、ジュネーヴ海軍軍縮会議(1927年)、ロンドン海軍軍縮会議(1930年)からなる主要軍縮論議に、イギリス、アメリカ、日本がいか

に参画し、兵器生産国としていかに対応したか?この20世紀前半の大きなトピックに対して従来の研究は、国際政治史・外交史・軍縮交渉史の分野にとどまった。それに対して、本書は、経済史・国際関係史・帝国史・軍事史の視点に立つことによって、「なぜ軍縮協定と武器輸出管理が破綻し、再軍備へとシフトしていったか」を明らかにし、軍縮と兵器拡散防止が兵器産業に及ぼす影響とそれをめぐる兵器産業と国家との関係、兵器拡散が及ぼす社会的経済的影響を解明しようるのである。

まず、本書の主要概念である「軍縮下の軍拡」について三側面から説明しよう。第一の側面は、ワシントン海軍軍縮条約以降における補助艦艇での建艦競争の新たな展開である。同条約では主力艦(戦艦・巡洋戦艦)と航空母艦の一文については廃棄・建造中止となったが、条約で制限されなかった補助艦艇(大型巡洋艦と駆逐艦)で英米日間の競争が起こった。第二の側面はワシントン軍縮以降における新兵器製造分野(魚雷・航空機)の拡大である。ワシントン軍縮以降については各国の兵器体系において空軍戦力が占める割合が急上昇した。これら第一・第二の側面から、戦間期の海軍軍縮の限界性が導きだされる。

「軍縮下の軍拡」の第三の側面は、軍縮下における兵器生産国と兵器輸入国の増大つまり、武器移転の拡大である。兵器企業が武器輸出の拡大をめざし、他方、第一次大戦戦後に誕生した新興諸国が国家の主権と独立保持の条件として武器の輸入による軍備整備と兵器の国産化を追求した。この第三の側面から、軍縮に伴う武器移転拡大の必然性が導かれる。この要素および戦間期の海軍軍縮の限界性を明らかにすることによって、従来の研究が漠然と「軍縮期」と位置付けてきた戦間期の歴史像のどらえ直しを本書は企図している。

(2) 第1章「一九二〇年代の海軍軍縮会議とその影響」(倉松論文)は、1920年代の海軍軍縮会議、とくに1927年に開かれたジュネーヴ会議に注目した。本会議に参加した英米日の巡洋艦の建造に与えた影響として、ジュネーヴ会議の決裂によりアメリカでは、それまでに6隻の着工に留まっていた巡洋艦について15隻建造計画を成立させた。イギリスは、歳出削減

を目的にして、その後、条約型巡洋艦を建造することはなかった。他方、日本は、軍艦建造という点では最も影響を受けず、日本は海軍軍縮体制からの脱退へすすむ道筋を準備した。その結果として、米英日は、アメリカが大規模な条約型巡洋艦の建造に乗り出したのに対し、イギリスは、新たに条約型巡洋艦を建造せず、日本は建造計画を変更することなくロンドン会議を迎え、ロンドン会議で巡洋艦に関する三国間の軍縮条約が成立することになった。

第2章「戦間期の軍縮—ウィルソンからフーヴァーまで—」(西川論文)は当該期におけるアメリカの軍縮政策の推移を、「削減(reduction)」と「制限(limitation)」という二つの用語を跡づけながら、武器の「削減」という発想がこの時代に生まれた意味を問い直した。今日にいたるまで「武器」をめぐる議論は、「制限」か「抑止」にとどまり、『削減』の迫力」を著しく欠く状況のなかで、戦間期の軍縮に着目した。ウィルソン大統領にはじまり、フーヴァーに引き継がれた軍縮国際会議は、1933年にはドイツがヴェルサイユ条約に定められた再軍備禁止を不満とし、会議と国際連盟から脱退し、日本が満州へと進出を開始したが、国際連盟に日本をとめる力はなかった。この点からすると、戦間期の軍縮会議は、第一次大戦の惨状の記憶が生々しい時期に咲いた歴史の徒花ともいえるであろう。

第3章「イギリス商務院の武器輸出管理政策と外務省との角逐」(松永論文)は、イギリスが1921年に武器輸出禁止令を制定し、世界に先駆けて武器輸出に関するライセンス制が制度化されたことに着目し、なぜそのライセンスを認証する担当官庁が外務省ではなく商務院となり、それがどのような結果をもたらしたのか検討を加えている。輸出貿易の拡大を組織の最大任務とする商務院が武器輸出の監督主体となった時点で、輸出規制の形骸化は自明であった。商務院の〈産業の論理〉と陸海空の軍事三省の〈軍の論理〉は、一貫して武器輸出の自由化を追求し続けた。それに対して、外務省は〈外交の論理〉から武器輸出の自由化に対抗する理念を提供した。しかし、1933年には、ライセンス制を隠密裏に運用面で骨抜きにするという形で、武器輸出規制の緩和が決定した。これは〈外交の論理〉から武器輸出の自由化に対抗する理念の敗北と言える。

(3)「第Ⅱ部 軍事技術と軍縮」では、武器移転概念を歴史研究に適用することによって、武器移転の「送り手」と「受け手」という現象に光をあてた。「送

り手」が国家でなく民間の兵器企業であることが珍しくなかった。イギリス造船メーカーが、潜在的敵国である日本に最新鋭軍艦を建造するような、今日の常識では推し量れない事例もある。また、「送り手」側の国家と企業との関係について、少なくともイギリスは、輸出国に如何を問わず、いっさい介入を行わなかった。こうした軍産関係において、第4章グラント論文は東欧における武器取引の実態に注目した。第5章小野塚論文は、戦間期の海軍軍縮はいかなる軍事史的前提となったか検証し、戦争の手段としての兵器の変化、それに対応する戦術の変化の視点から、戦間期軍縮は、戦術的に無意味な存在になっていた主力艦を削減することで国内世論・国際世論に対して意味あることと見せた装置であったという仮説を提示している。第6章飯窪論文は、明治海軍形成期の建艦思想とフランス海軍から招聘した技術顧問ベルタンの役割に着目し、海軍力の拡大に対する制約は、国家予算という内在的なものと、国際条約という外部的なものが存在したがこれらは艦船建造の停滞ではなく、技術の高度化と、さらには、造艦技術者の関心を、より強力な火力をもった艦船の開発に導いた。第7章山下論文は、光学機器分野に着目し、軍縮期の産業再編が国内文寿に依存していたことを明らかにした。第8章横井論文は、軍縮期の欧州航空機産業の発展・武器移転が政府の保護政策によって支えられていた点を解明した。

「第Ⅲ部 日本における陸海軍軍縮の経済史」は、従来の軍拡・軍縮の研究史においては本来不可欠な兵器関連産業に関する経済史的研究が極めて不十分であったとの認識に基づき、大戦後の陸海軍軍縮との関連で兵器産業・兵器生産の再編について明らかにすることを課題としている。第9章千田論文は、軍縮が兵器製造所にもたらした変化について、中核的な存在であった呉海軍工廠に着目して考察する。第10章奈倉論文は、海軍兵器関連産業の発展の性格をとらえるうえで前提となる「軍縮補償(海軍軍縮条約の締結により損失を蒙った民間造船業者への補償)・「軍縮」下での民間兵器産業の対応を検討した。第11章鈴木論文は鉄砲生産を検討し、軍工廠と民間企業の役割分担、軍縮下の兵器生産の様相を再検討した。

(4)以下、評者の本書を読んで考えた諸点を整理する。

第一に、本書の意義は、「軍事」という通常の経済史では、等閑視ないし忌避されがちなトピックを、中心的なアプローチとして、現代史のパーステクティブ

を構築している点にある。各国の覇権の盛衰を握る軍事、とりわけ「武器」の移転現象に着目し、米欧日のパワー・バランスの推移についての基本となる歴史的視座を提供した意義は、他分野の研究と重ねて検討することで豊富な成果を生み出すことであろう。

第二に、本書の概念規定について述べる。本書は「武器」の「移転」を通じた「軍拡下の軍縮」をコア・コンセプトにした物理的概念であり、「移転」の主体も「送り手」「受け手」としてのみとらえるにすぎず、武器の輸出入とは相対的に異なる分析である。経済学的な意味を含有しないこの概念規定によって、個々の分析は広がりをもつようになった反面、総論としては漠然とした印象を与える。「軍縮」についても然り。「軍縮」は、本来の意味での「武装解除 (disarmament)」とこれと重なる概念としての「軍備管理 (Arms control)」双方を本書は問題にしている。この概念的未分化は、第一次大戦の惨禍への反省と「死の商人」批判の世論から生じた大衆からの「軍縮」要請と英米日列強のバランス・オブ・パワー維持のための軍備管理の区別を不可能にしている。

編者は、「冷戦時代に誕生した武器移転 (arms transfer) 概念を初めて歴史研究に導入し(た)」(本書, ii ページ)、米国の公立史料集 *Foreign Relations of the United States* シリーズでは、ケネディ政権期・ジョンソン政権期・ニクソン政権期において Arms Control and Disarmament の巻名(ニクソン政権期は若干違う)で軍縮交渉を取り扱っている。キューバ危機からのデタントにいたるまで冷戦激化期に米欧ソ間で問題になったのである。当該期に問題になった潜在的な武器移転は核物質の移転問題である。冷戦期の重要な軍備管理である核不拡散条約(1970年発効)についても、本書の武器移転分析枠組みを精緻化することによって大きな貢献が期待しうる。

第三に、「軍縮」そのものを再検討してみたい。この問題は、イギリスの覇権の評価に関わってくる。通説的には、ワシントン軍縮で、イギリスは一方的軍縮によって力を低下させ、アメリカ・日本が台頭したとみられる。しかし、エジャートンは、この見方を「軍縮の神話」として批判する。イギリスは旧型の戦艦の数を減らしただけであり、既存の戦艦も多数が再建造されており、イギリス海軍の優勢は維持されたのである (David Edgerton, *Warfare State: Britain, 1920–1970*, Cambridge: Cambridge University Press, 2006, pp. 18, 26–33.) 軍縮が神話であるとすれば、軍拡の衝

動は何によってもたらされるのか? 本書第Ⅱ部は、軍事技術の発達にその源を求めている。小野塚論文では装甲巨艦と魚雷の分析から先に挙げたテーゼを提起した。ただし、軍拡と軍縮のせめぎ合いは、技術決定論ではとらえきれない。単純化すれば、帝国主義段階において諸帝国は力の再分配を求めるが、財政的要因・破滅的戦争突入への危惧によって、同床異夢の「軍縮」という神話に乗りかかりバランス・オブ・パワーをはかりつつ、他方で、軍拡に勤しまなければならない。この軍拡の本質については、島恭彦『軍事費』(岩波新書, 1966年)・坂井昭夫『軍拡経済の構図 軍縮の経済的可能性はあるのか』(有斐閣選書 R, 1984年)を参考にされたい。

第四に、歴史的段階として「戦間期」あるいは「戦間期前期(軍縮期)」を20世紀史の文脈でどうとらえるかである。言うまでもなく、戦間期は、第一次大戦および第二次大戦の性格規定がともなわなければ、概念的には意味はない。たとえば、第一次大戦の継続(積み残しの課題の爆発)として第二次大戦をとらえるか、両大戦を別々のものとしてとらえるか、20世紀史像としては変わってくるであろう。ここで、私は、軍縮期の20世紀史にもつ意味を考えてみたい。第二次大戦は終結後、直ちに米ソ冷戦に突入したのに対し、第一次大戦は民間人を含む莫大な戦死者・傷病者を生み、列強世論において厭戦ムードが広がった。この「ムード」は(平和を求める)「国際世論」を確かに引き起こしたのみならず、各種国際法が整備されたのもこの時期である。その意味で、国際関係論のイギリス学派ブルの「アナーキカル・ソサエティ」の展開にも大きな意味をもつ段階といえよう(ヘドリー・ブル著、白杵英一訳『国際社会論 アナーキカル・ソサイエティ』(岩波書店, 2000年)。本書は、軍縮期の「おわり」については淡白である。1933年、ナチス・ドイツが政権を掌握し、1934年、日本がワシントン条約破棄を通告し、アメリカでも「ナイ軍需産業調査特別委員会」が発足し、中立法が成立した。中立法の下で、世界の兵器輸出の主導権が英米間で争われることになる。この道筋については、第2章西川論文で問題の所在を知ることができる。

[坂出 健]

書評執筆者

坂出 健 京都大学大学院経済学研究科准教授